

研究課題	中世東国武家佐竹氏文書の史料学的研究
研究代表者	佐々木倫朗(文学部歴史学科 准教授)

① 研究の目的

史料学の分野では、武家が所蔵した文書について、現在の所蔵者・所蔵団体単位でその性格を明らかにすることが行われてきた。しかし、権力が所蔵した文書群全体の性格を明らかにすることは、文書群が果たした機能や権力自体の性格を究明することにおいて欠かすことのできないことである。

本研究では、平成21年度に引き続き、中世を通じて茨城県域に権力を形成し、近世初頭に秋田県域に移封された佐竹氏が所蔵した関係文書を網羅的に調査し、その史料性格を検討することを目的とする。

武家権力が所蔵した文書には、他者から直接に受けた受給文書、他者に発給した発給文書の控えである案文、あるいは権利関係に関わる関係文書、記録類等があげられる。本研究では、そのような関係文書を個別に検討するのみでなく、佐竹氏が所蔵した文書を群として捉え、その史料群の成立過程、変遷等を逐いながら考察して文書群の性格を明らかにし、その分析を通じて武家権力において所蔵文書群が担った機能を明らかにする。

② 研究の経過

実施計画に基づいて秋田県公文書館、秋田市立中央図書館明德館・佐竹史料館、大館市立中央図書館で史料の原本調査を行った。研究の目的にも記したように、佐竹氏は、関ヶ原の戦い後の慶長7年(1602)に平安・鎌倉期から根拠地としていた常陸国から出羽国に転封され、江戸時代を通じて久保田(秋田)藩として存続した。そのため、中世に佐竹氏やその家臣団が所蔵した文書も、その多くが所蔵者と共に秋田に移され、現在もそのまま秋田県内に保管・所蔵されているものが多い。また、本年度中に発見の情報を得た宮城県白石市の遠藤家文書について、調査を実施した。

本年度は、秋田県域を中心に4回の調査を実施した。初回の10月23・24日に行った遠藤家文書の調査は、

白石市の教育委員会の協力を得ながら中央公民館で実施した。史料群は、戦国時代に伊達氏に仕えていた遠藤山城守基信の子孫が伝えた文書群であり、基信に宛てた伊達氏周辺の領主権力やその家臣層からの文書を中心としていた。基信が伊達氏において外交面において重要な役割を果たしていたこともあって、戦国期の伊達氏と周辺勢力との外交交渉を知ることでできる貴重な内容を含むものであった。ただ残念なこととして、白石市が史料群について国庫補助を受けて情報の公開を予定しており、文書の内容やデータの公開をそれまで控えて欲しいという申し出があり、そのため調査のデータの公開を控えることとした。文書群は、貴重な内容を含むものであり、新発見文書であることから本年度の報告の中心となるべき調査であったため、非常に残念である。白石市による史料群の早急の公開を期待したい。また遠藤家文書には、広い範囲の領主権力の外交関係文書が含まれており、武田氏を専門に研究している慶応大学非常勤講師丸島和洋氏を同行し、調査の補助を行っていただいた。

12月27～29日には、秋田県公文書館・秋田市立中央図書館明德館において調査を行った。公文書館については、昨年度に調査を実施しており、近世文書を中心とする補充調査を行った。中央図書館明德館には、旧秋田藩土蓮沼家・長瀬家が所蔵していた史料群が所蔵されており、その調査を実施した。蓮沼家は戦国期蘆名氏に仕えた家柄であり、佐竹氏から戦国末期に義広が蘆名氏に入嗣したことを契機に佐竹氏に仕えた。史料群もその家柄に反映して戦国期のものは、蘆名氏発給のものを中心としていた。長瀬家については、その家譜を中心とする近世文書群であった。また佐竹義重の菩提寺であった闍信寺を訪問し、住職から寺の史料の状況等のお話をうかがった。

また1月6～8日には、大館市立中央図書館に保管されている真崎文庫の調査を行った。真崎文庫は、明治初年に佐竹家当主の家従を勤めた真崎勇助の所蔵文書を中心として構成されている。真崎勇助は、明治維新後に旧秋田藩士達が、その所蔵文書を手放して散逸

していく中でその収集に努めた人物であった。そのため、収集した文書群には、多くの中世文書の原本が含まれており、貴重な史料群である。今回は昨年度の調査を継続して行い、調査を終えることができた。

1月27～29日には、秋田市立佐竹史料館・秋田県公文書館において調査を行った。佐竹史料館は、秋田市民から寄贈された様々な佐竹氏関係史料を所蔵しており、今回は、その中で佐竹義宣発給文書を中心に調査を行った。秋田県公文書館においては、12月度と同じく近世藩政文書の補充調査を行った。

③ 研究の成果

本年度の調査は秋田県域を中心としながら佐竹氏に関係する文書を分析するものであった。その過程で中世文書の原本史料37点、併せて近世に作成された写本類多数の調査を行うことができた（上記の理由により、遠藤家文書の調査成果は割愛する）。今回の報告においては、原本史料という観点を重視して中世文書のみを整理を表に示した。ここでは、調査の中で浮かび上がってきた疑問や事実を述べてみたい。

・文書群について

文書群全体については、前年度の成果を補足することができた。まず前年度の調査を進める中で浮かび上がってきた疑問は、中世から近世初頭において佐竹氏が単独で所蔵・保管してきた文書群というものはあまり多くないのではないかという問題であった。中世の武家文書に関しては、自らの家の由緒を示したり、権利関係を示すものであることから、その家伝文書は一括して整理されて保管されることが多かったものと考えられている（村井章介編『中世東国武家文書の研究』、高志書院、2008年）。

しかし、佐竹氏の関係文書の調査を実施していく中で、佐竹氏が近世において文書を家臣から集めて整理・検討した上で、重要と思われる文書については提出を家臣に命じて徴収し、その他の文書については返還することがあったことが確認できた。具体的な文書の収集状況については、昨年度の報告に述べたが、佐竹氏藩主家が近世段階で自らが所蔵するにふさわしい文書群の収集を行っていることは、踏み込んで言えば、それまで佐竹氏が所蔵していた文書群が必ずしも豊富であった訳ではないことを示唆するものと考えられる。

そのように考えると、次の課題として、佐竹氏に宛てられた文書や関係文書を中世における管理・保管が

問題となる。佐竹氏の関係文書を一括管理するという形ではないにしても、文書の管理することを役割とする家が佐竹氏には数家あり、その数家によって文書が管理・保管されていた可能性が高いと考えられ、今年度の秋田県公文書館における調査においても、そのことを追認することができた。

・花押・印判について

花押については、昨年度佐竹義宣の花押の大きさの変化に触れた。義宣の父義重は、平均して50mm前後四方以上の花押を文書に一貫して署判している。これに対して、義宣は、義重から家督を相続する前後の天正年間に使用したと思われる花押については、義重と変わらぬ大きさの花押を文書に署判している（大窪家文書）。しかし、これが秋田移封後に重用する梅津半右衛門や向右近宛の文書（秋田県立図書館所蔵文書）の花押においては、縦方向が30mm以下に縮小した小型の横長の花押を署判しており、その違いは顕著である。しかし、花押型自体は、型を大きく変えてはならず、小型化をしながらより幅広くなる形での変化にとどまるため、花押型を大きく改めるという変化を捉えづらい反面、緩やかな形で次第に小型・幅広化を果たしていた可能性を指摘した。本年度の調査では、佐竹史料館の所蔵文書を中心として義宣の発給文書を調査することができた。史料館の文書の中心となった文書群が、秋田移封後に藩政で活躍する向右近宛であったためもあり、縮小傾向が顕著な文書を調査することができ、前年度の成果を再確認できた。

また、義宣が慶長後期以降、自らの文書に花押と共に印判を併用していることを確認できた。併用する印判は、径14mmの小型の円形の印判を中心としながら、角形の縦56mm×横15mmや同じく角型56mm×横11mmの大型のものも併用していた。残念ながら確認できている事例が少ないため、その印判の使い分けや使用する意味づけ等を考察することはできなかった。花押と印判の併用は、近世以降になって大名当主の文書にしばしば確認できるのだが、その併用の意味や理由については余り注目されてこなかった。併用する人物が比較的年齢が高くなった段階から併用する傾向を考察することができるが、近世以降に事例が増すことも含めて、今後の検討が必要である。

④ 研究の課題と発展

③の研究の成果で述べたように、佐竹氏の所蔵していた文書群については、前年度同様に中世段階から所

蔵していた文書が佐竹氏の権力としての存在を考えれば量的に少なかった可能性が高いことを想定することができた。今後の課題としては、不十分であった想定論証を確実なものにすると共に、これを受けて、佐竹氏が直接管理することが多くなかったことを補完形でのような形や機構に佐竹氏が文書を管理・補完させていたのかを糺明することが必要である。そのためには、中世文書のみならず江戸時代に形成される佐竹氏の所蔵文書を復元的に考察する必要がある、近世藩政文書の調査も行いながらこの問題に関する考察を深

めていきたい。

また調査先の都合により公開を控えねばならなかった遠藤家文書の調査成果については、白石市の成果公表を待って成果を公開し、その文書群から考察できる様々な事柄について論文等で発表していきたい。

そして、史料学的な中世史料の探訪によるデータの蓄積が未だ十分なものではなく、成果の課題で述べたことの実証性を高めるためにも、史料の探訪・調査に重点を置き、新たな史料学の分野の発展に寄与する努力を継続していきたい。

	文書名	年(和暦)	月	日	宛所	形式	現状・備考	法量(縦×横mm)	花押(縦×横mm)	花押・印判に関する備考
蓮沼家文書										
	蓮沼 1-1 芦名盛隆書状		6月	28日	蓮沼右衛門	縦切紙		276×223	24×54	
	蓮沼 1-2 芦名盛泰書状		6月	26日	中目五郎兵衛・蓮沼勝右衛門・小野崎九郎左衛門	折紙		368×516		
	蓮沼 1-3 芦名盛俊書状		7月	25日	蓮沼惣左衛門	折紙		343×445		
長瀬家文書										
	長瀬 882 長瀬徳右衛門知行書付	寛永元年	12月	10日	欠	縦紙		329×445		
真崎文庫										
	M307 足利晴氏書状		11月	3日	亀房丸	切紙	包紙あり	212×528		切封墨引あり、また裏面に墨引あり
	M308 足利義氏書状		10月	25日	三喜斎	切紙	包紙あり	222×492		切封跡あり、また裏面に墨引あり
	M309 足利義輝書状		1月	20日	今川上総介	切紙		195×380		
	M310 足利義輝書状		1月	20日	北条左京大夫	切紙		195×349		
	M311 足利義昭書状		9月	13日	新田	切紙		214×364		
	M312 足利義昭書状		9月	13日	武田大膳大夫入道	切紙		214×353		
	M313 足利義昭書状		9月	13日	文次軒	切紙		217×371		
	M314 芦名義勝御内書		9月	□日	欠	続紙		①(164)×469 ②(171)×467		現状は、折紙を裁断して一紙に貼り付ける
	M315 阿部忠秋書状		4月	6日	宇都宮帯刀	縦紙		347×475		
	M343 岩城貞隆書状		9月	25日	石井鞠負	切紙		313×435		
	M350 宇都宮国綱書状		11月	9日	宇都宮惠斎	折紙		315×474		
	M351 宇都宮惠斎書状		3月	10日	浅草宮御屋地	切紙		303×422		
	M352 宇都宮惠斎書状		欠	9日	欠	切紙		281×419		
	M353 宇都宮弥三郎書状		6月	3日	宇都宮帯刀	切紙		328×473		
	M354 宇都宮弥三郎書状		12月	22日	宇都宮帯刀	切紙		316×434		
	M500 佐竹義宣書状		1月	25日	梅津半右衛門	折紙		365×512		
	M501 佐竹義宣書状		4月	19日	梅津半右衛門	続紙		①188×528 ②190×522		
	M502 佐竹義宣書状		8月	17日	梅津半右衛門・小場小伝次	折紙		373×474		
	M503 佐竹義宣書状	(文禄元年)	7月	5日	和田安房守	折紙		300×456		花押二つ書かれる
	M504 佐竹義宣書状		10月	9日	梅津半右衛門	折紙		316×455		
	M581 伊達政宗書状		閏7月	2日	欠	縦紙		326×426		軸装を剥がすか
	M766 最上義光書状		10月	11日	奥山丹波守	縦紙		361×484		
秋田市立佐竹史料館所蔵文書										
	C-01 佐竹義宣書状	(元和元年)	12月	29日	宇都宮弥三郎	縦紙	軸装	178×782	花 19×55・ 印 19×55	花押と印判を併用する
	C-05 佐竹義宣書状	(元和2年)	4月	15日	梅津半右衛門・向右近	折紙	軸装	(177×4)×515	花 27×57・ 印径 13	軸装の際に折紙を4枚に裁断する・花押と印判を併用する
	C-09 佐竹義宣書状	(慶長18年)	4月	15日	向右近	折紙	軸装	(183×2)×552	花 24×71・ 印 56×15	軸装の際に折紙を裁断し、二段に貼り付ける・花押と印判を併用する
	C-14 佐竹義宣書状	(慶長18年)	4月	18日	向右近	折紙	軸装	(178×2)×508	花 23×69・ 印 56×11	軸装の際に折紙を裁断し、二段に貼り付ける・花押と印判を併用する
	C-15 佐竹義宣書状	(元和2年)	3月	5日	向右近	折紙	軸装	(177×2)×511	花 25×59・ 印径 14	軸装の際に折紙を裁断し、二段に貼り付ける・花押と印判を併用する
	C-18 佐竹義宣書状	天正18年	12月	24日	向右近	折紙	軸装	305×484	花 28×38	要検討
	C-19 佐竹義宣書状		4月	5日	梅津半右衛門・向右近	続紙	卷子	①183×524 ②183×524 ③182×523	花 26×58・ 印径 14	花押と印判を併用する
	C-20 佐竹義宣書状	(元和2年)	4月	15日	梅津半右衛門・向右近	続紙	軸装	①177×510 ②177×441 ③177×71 ④177×380	花 28×59・ 印径 14	三枚の続紙を軸装にする際に三段に裁断する・花押と印判を併用する
	C-21 佐竹義宣書状		4月	19日	梅津半右衛門・向右近	折紙	軸装	179×513	花 21×51・ 印径 14	花押と印判を併用する
	C-26 佐竹義宣書状	(元和2年)	3月	24日	梅津半右衛門・向右近	続紙	軸装	(176-178-179-179)×516	花 27×59・ 印径 14	軸装の際に裁断し、四段に貼り付ける・花押と印判を併用する
	C-63 佐竹義宣書状	(寛永3年)	4月	27日	梅津半右衛門	折紙	軸装	(177×4)×541	花 21×52	軸装の際に裁断する